

様式第28号(その2)(第50条第3項第3号関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

野田市長



代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

製造所等の設置場所及び名称

製造所等の別

貯蔵所又は取扱所の区分

設置許可年月日及び番号

上記対象物について、 年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定により代執行に要した費用を次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので申し添えます。

- 1 納付期日
- 2 納付金額
- 3 納付方法
- 4 代 執 行 年 月 日施行

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野田市を被告として(訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期日が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審

査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。